

【重要】

今般、濃厚接触者の受験に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、Q&Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年2月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体
各国公立大学
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A
の更新について（周知）

令和4年1月31日付で、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」（令和3年9月10日、令和3年10月11日更新、令和3年12月24日更新）（以下「Q&A」という。）を更新し、濃厚接触者の受験の取扱いとして、Q63及びQ64を追加の上、周知したところです。

今般、Q64に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、Q64-2として追加しましたので（従前のQ64はQ64-1に変更）、ご確認いただきますようお願いいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係
岡・半井野

TEL：03-5253-4111（内線：4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和4年2月8日更新）（抄）

※下線部について更新

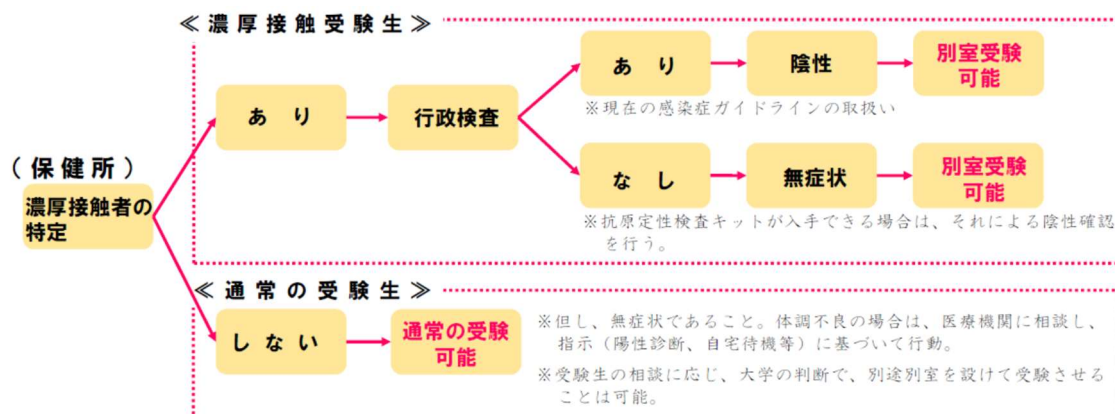
Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと言っているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q63, Q64-1に関する参考資料)



Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

A 行政検査の結果が得られないため、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用して下さい。